

栃木県無料職業紹介事業事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県内の医療機関に就職を希望する医師（以下「求職者」という。）の受け入れを促進し、地域医療提供体制の確保を図るため、とちぎ地域医療支援センター設置要綱第2条第1項第5号に基づき実施する無料職業紹介事業に関して、職業安定法（昭和22年法律第141号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5において規定する病院及び診療所をいう。
- 二 医師 医師法（昭和23年法律第201号）第6条第1項の規定による登録を受けた者（同法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては同条第2項の規定による登録を受けた者に限り、第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている者を含む。）をいう。
- 三 e-mail（Eメール） インターネット上の電子メールシステムをいう。
- 四 インターネット 個々のコンピューター通信ネットワークを相互に結んで、世界的規模で電子メールやデータベースなどのサービスを行えるようにしたネットワークの集合体をいう。

(業務内容)

第3条 とちぎ地域医療支援センターは、県内に所在する医療機関（美容に関する医療を主な目的とする医療機関を除く。）のうち次条第1項第一号の求人票を提出した医療機関（以下「求人者」という。）及び求職者を対象として、次に掲げる業務を行う。

- 一 求人者の求人の申込みの受理
 - 二 求職者の求職の申込みの受理
 - 三 求職者に対する求人情報の提供及び求人者の紹介
 - 四 求職者に対する職業相談その他必要な業務
- 2 業務の運用方法については、次条から第7条に定めるもののほか、業務の運営に関する規程（別紙1）によるものとする。

(求人)

第4条 求人者の申込み及びその受理は、次の方法で実施する。

- 一 求人者の申込みは、原則として求人者又はその代理人が直接来所の上、求人票（様式第1号）により申込むものとする。
ただし、直接来所できないときは、郵便又はe-mail（Eメール）でも差し支えないものとする。
- 二 前号の求人票には、業務内容、賃金、労働時間その他雇用条件等を記載するものとする。
- 三 求人者の申込みの受理は、原則として栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第2号）第2条第1項に規定する県の休日を除き、月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

- 四 求人者の申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間その他労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であるときは、その申込みは受理しないものとする。
- 五 第一号から前号までの規定は、求人内容を変更するとき及び求人者の取り消しをするときについて準用する。

(求職)

第5条 求職の申込み及びその受理は、次の方法で実施する。

- 一 求職の申込みは、原則として求職者又はその代理人が直接来所の上、求職票（様式第2号）により申込むものとする。
- ただし、直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又はe-mail（Eメール）でも差し支えないものとする。
- 二 前号の求職票には、勤務形態、診療科その他希望する就職条件等を記載するものとする。
- 三 第一号の求職の申込みの受理については、前条第1項第三号の規定を準用する。

(紹介等)

第6条 求職者に対する求人情報の提供及び求人者の紹介は、次の方法で実施する。

- 一 求人情報は、原則としてインターネットを通じて提供するものとする。
- ただし、来所者に対しては対面により、インターネットを使用できる環境にない求職者に対しては、郵便、ファクシミリ又はe-mail（Eメール）により提供するものとする。
- 二 求職者に対し求人者を紹介する際は、原則として紹介状を発行するものとする。
- 三 労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介はしないものとする。
- 2 求職者に対する職業相談は、次の方法で実施する。
- 一 求職者に対する職業相談は、電話、郵便、ファクシミリ、e-mail（Eメール）又は面接により実施するものとする。
- 二 前号の規定による職業相談を受けたときは、懇切丁寧に対応するほか、求職者の希望と能力に応じた医療機関に就職できるよう支援するものとする。
- 三 第一号の職業相談については、第4条第1項第三号の規定を準用する。
- 四 求職者から苦情があったときは、迅速、適切に対応するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 求人者又は求職者から知り得た個人情報（個人に関する情報（氏名、住所、生年月日等の基本的な情報はもとより、思想、信条、信仰、趣味等に関する情報、職業、資格、学歴等に関する情報、収入、財産状態等に関する情報、健康状態、病歴等に関する情報など個人に関するすべての情報をいう。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）については、個人情報適正管理規程（別紙2）に基づき、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の適正な管理に努めるものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、無料職業紹介事業の運用に関して必要な事項は、とちぎ地域医療支援センター長が別に定める。